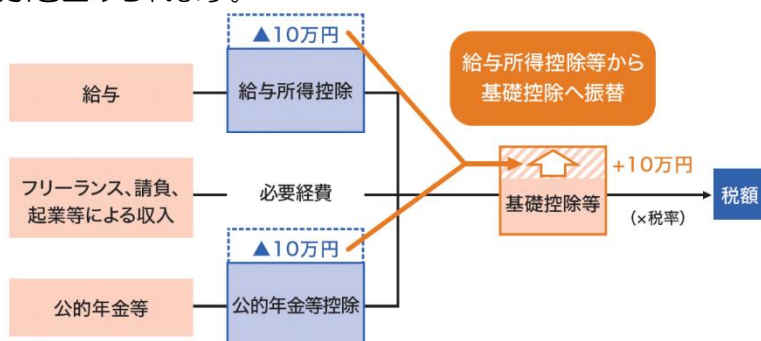


令和3年度

税制改正のお知らせ

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。



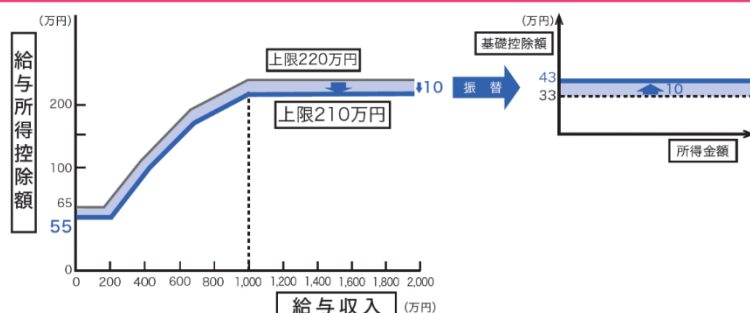
※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

② 給与所得控除の適正化

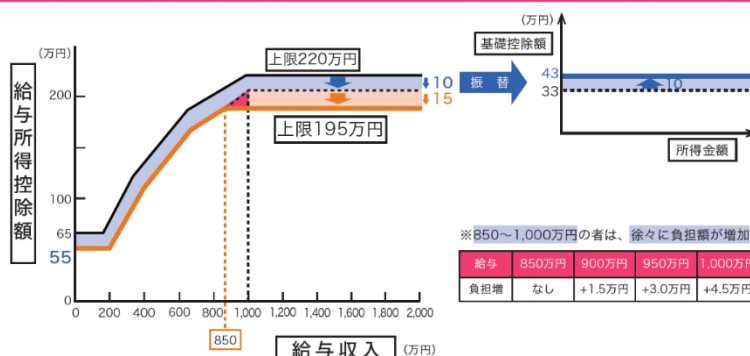
給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされていることを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しが進められています。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられます。ただし、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置が講じられます。

子育て世帯等（注） ⇒ 負担増減なし



子育て世帯等（注）以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増

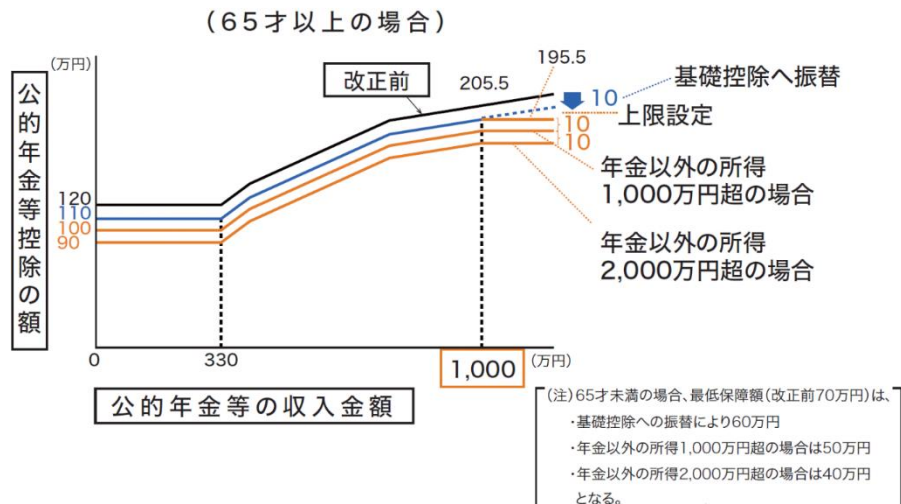


（注）23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等（いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む）

③ 公的年金等控除の適正化

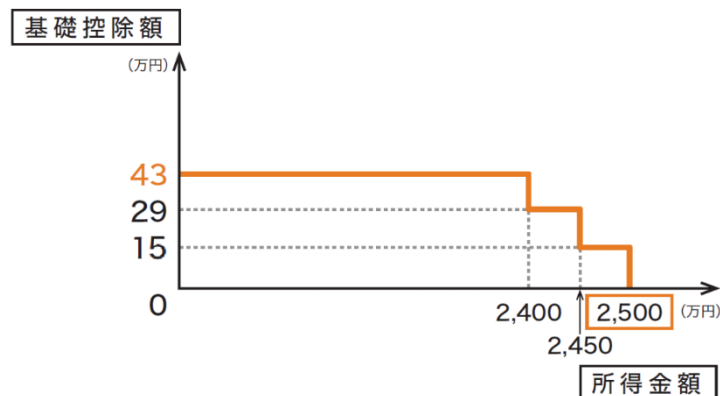
公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっていたとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額が引き下げられます。



④ 基礎控除の適正化

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逦減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとなります。これにより、合計所得金額2,500万円超の方は調整控除も適用されなくなります。



⑤ 住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策が講じられます。

※令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該既存住宅を令和3年12月31日までにその者の居住の用に供したときも対象となります。

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が3年延長（改正前：10年間⇒改正後：13年間）されます。
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。

具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額が税額控除されます。

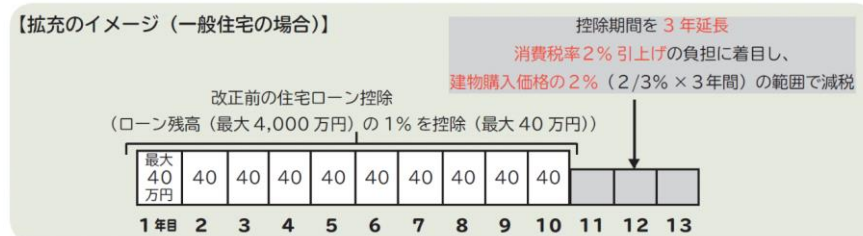
- ① 建物購入価格の2/3% ② 住宅ローン年末残高の1%

⇒3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2% (2/3%×3年)」の範囲で減税が行われます。
ただし、ローン残高が少ない場合は、これまでどおり住宅ローン年末残高に応じて減税されます。

(注1) 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円(改正前の制度と同水準)。

(注2) 入居11~13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(注3) 入居1~10年目は改正前の制度と同様の税額控除。



⑥ 扶養控除適用の所得基準の変更

- ①~④の改正に伴い、扶養控除の合計所得金額の基準が10万円引き上げられます。

○扶養控除適用所得要件

控除種別	合計所得金額	
	改正前	改正後
扶養控除	380,000円	480,000円
配偶者控除	380,000円	480,000円
配偶者特別控除	380,001~1,230,000円	480,001~1,330,000円

⑦ 個人住民税の所得割・均等割非課税の所得基準の変更

- ①~④の改正に伴い、個人住民税の所得割及び均等割非課税の所得金額の基準が10万円引き上げられます。

○個人住民税所得割・均等割非課税所得要件

扶養人数	所得割		均等割	
	総所得金額等		合計所得金額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0人	350,000円	450,000円	315,000円	415,000円
1人	1,020,000円	1,120,000円	819,000円	919,000円
2人	1,370,000円	1,470,000円	1,134,000円	1,234,000円
3人	1,720,000円	1,820,000円	1,449,000円	1,549,000円
以下 +1人ごと	+350,000円	+350,000円	+315,000円	+315,000円

⑧ 個人住民税の非課税基準の変更

- 非課税要件に「ひとり親」が追加され、合計所得金額の上限額が135万円に引き上げられます。

○個人住民税非課税要件

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、
合計所得金額が125万円以下の者

→

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、
合計所得金額が135万円以下の者

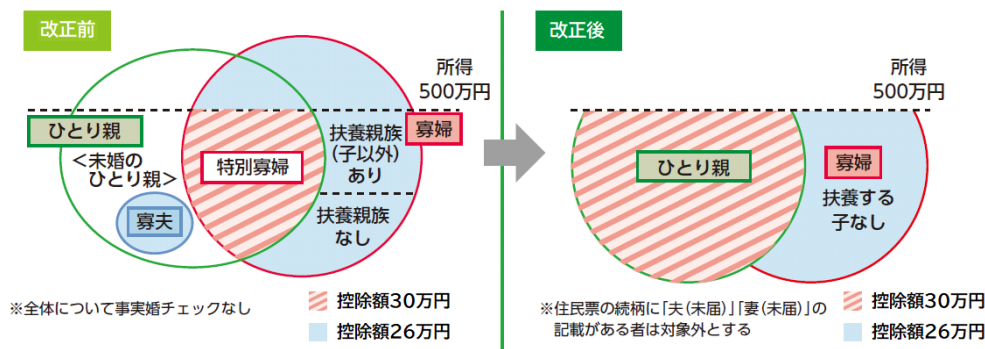
⑨ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

- これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用することとされました。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用することとされ、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）を設けることとされました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となります。

【全てのひとり親に同様の控除が適用されます】



【改正前後の所得税における所得控除の額（万円）】

		改正前				改正後				
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除				
本人が女性	配偶関係	死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
	合計所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
	扶養親族	有	子	子以外	無	有	子	子以外	無	有
		30	26	30	26	30	—	30	—	30
		26	26	26	26	26	—	26	—	—
		26	—	—	—	26	—	—	—	—
本人が男性	配偶関係	死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
	合計所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
	扶養親族	有	子	子以外	無	有	子	子以外	無	有
		26	—	26	—	30	—	30	—	30
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—

ご不明な点は、佐世保市市民税課市民税第一係（☎0956-24-1111 内線2204～2208）へおたずねください。